

## 「第5期浦安市市民後見人養成講座」募集要項

成年後見人とは、認知症高齢者や地域で暮らす障がいの方など、支援が必要な方の生活を支えるため、財産管理や福祉・医療サービスの契約などについて法的権限を持って支援する人です。

浦安市では、同じ市民として支援が必要な方の立場に立ち、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限を持ってその人に寄り添い見守り支えていく市民後見人を養成しており、これまでに5名の市民後見人が誕生しました。

本講座は様々な経歴を持つ市民の方が、市民後見人として活動していくにあたって必要な制度や福祉に関する知識・技術、活動上の倫理を身につけるものです。

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会では、今年度浦安市の委託を受け「第5期浦安市市民後見人養成講座」を開催いたします。

なお、今期の講座は初めての平日開催となります。浦安市で市民後見人として活動してみたい、地域で活躍したいと考えているの方、ぜひご参加ください。

	第5期市民後見人養成講座	
	基礎編	応用編
1.応募資格	以下のすべての要件を満たす方 ① 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方 ② 基礎編全てを受講可能な方 ④ 民法847条に定める後見人の欠格事由に該当しない方	基礎編修了者のうち、面談を経て研修の継続を希望される方
2.受講定員	20名	
3.講座期間	令和6年9月～11月 全8日間	令和7年1月～6月 概ね半年間
4.会場	東野パティオ ※ 駐車場はありませんので、公共交通機関等をご利用ください	—
5.研修の内容	講義8日間 講座の内容及び日程等については、別添のカリキュラム表を参照 講座は原則木曜日開催	①後見研修生として、後見人の実務を学ぶための訪問活動（実務研修） ②さらなる知識・技術取得のためのスキルアップ研修（座学中心）
6.受講料	無料 ただし、テキスト代金は各自負担（概ね7,000円程度）	—
7.応募方法	「第5期市民後見人養成講座基礎編申込」を7月19日までに電話、メール、または社協HP内申込フォームにて行う	
8.修了について	全日程の受講を前提	原則、月1回の訪問活動を行う。
9.修了後の活動について （希望制） ※①～④後述	※①うらやす成年後見サポーターズ ※②生活支援員 としての活動が可能	※①うらやす成年後見サポーターズ ※②生活支援員 ※③後見支援員 ※④市民後見人 としての活動が可能
10.個人情報の取り扱いについて	本講座受講申し込みに伴い提出していただいた個人情報は、受講決定及び研修の運営のためにのみ利用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。	

※基礎編の前に「オリエンテーション」および「事前学習（オンデマンド）」があります。

〔養成講座修了後の活動紹介〕

※①うらやす成年後見サポーターズとは

制度に関する学びを深めつつ、地域に出向き、紙芝居を用いるなどで、成年後見制度をわかりやすく伝えるPR活動を展開。

※②生活支援員とは

日常生活自立支援事業による支援のサポーター。計画に基づいて、支援が必要な方を訪問し、福祉サービス利用の手続支援や預貯金の出し入れ・支払代行などを行う。

※③後見支援員とは

市民後見人につながる実務経験の場として、社会福祉協議会の後見活動をサポートする。

※④市民後見人とは

後見人として身近な視点でご本人に寄り添った支援を展開。家庭裁判所からの選任が必要。

なお、申込・問合せは、うらやす成年後見支援センターまでお願いします。

〒279-0042

浦安市東野 1-7-1 浦安市総合福祉センター内

社会福祉法人 浦安市社会福祉協議会

うらやす成年後見支援センター

TEL：047-355-5315（直通）

FAX：047-355-5277

メール：koken@urayasushi-shakyo.jp

